

第三版 はしがき

2014年に第二版を書き下ろしたとき、平和主義の章は近いうちに記述変更するであろうと予想していた。ただ政治の動きは、あまりにも急であり、出版後の僅か数か月後に集団的自衛権行使合憲の閣議決定が下された。その後の政府と国会の動きは、憲法9条を憲法規範として認知しないが如くの所作であり続けた。政治への遠心力が最大化され、日本国憲法の規範力としての制限規範性は、著しく低下した。この傾向は、憲法9条の局所的現象ではなく、人権規定や統治構造規定にも及び始めた。憲法規範と法律そして政治運用との紛争は、憲法の優位によってその解決が図られるという立憲主義の本義が、通用しにくくなっているのが現在である。

日本国憲法改正を「悲願」とする政党とこれに呼応する政治勢力が、憲法典を自己都合で解釈する営みは、55年体制後から継続しており、珍しいことではない。しかしその政治勢力が、近代憲法の本質である法の支配としての立憲主義と個人の尊重規定自体を攻撃対象にする段となれば、日本国が21世紀にどの文明に接続し寄与していくのか、全く不透明になっていく。およそ個人の尊厳に代わる羅針盤を尺度とする政治社会は、非文明なるものへの到来を予感させる。

この第三版では、平和主義の章の改訂のほか、重要な新規判例と法令に言及した。今回の改訂作業では、棟久敬氏（秋田大学専任講師）と鎌塚有貴さん（東京経済大学TA）のご協力を得た。また、小西英央氏にも大変お世話になった。ここに厚く三名の方々に御礼申し上げる。

日本国憲法施行70年目の 2017年5月3日

湯河原の風来坊にて

加藤 一彦